

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年11月24日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700285号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700037号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における昭和54年6月1日から昭和55年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、7万6,000円を8万円とする。

昭和54年6月から昭和55年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和54年6月から昭和55年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年3月1日から昭和56年3月30日まで

私がA社に勤務していた請求期間について、国の記録の標準報酬月額が、同社から支払われていた給与月額より低額となっている。一部の期間ではあるが給与明細書を所持しているので、請求期間の標準報酬月額を実際に支払われていた給与月額に見合う額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち昭和54年6月から昭和55年2月までの期間及び同年5月について、請求者から提出されたA社の当該期間に係る給与明細書により確認できる報酬月額及び当該給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であっ

たと推認できる。

また、請求期間のうち昭和 55 年 3 月及び同年 4 月について、当該期間に係る給与明細書等の関連資料は無いものの、当該月前後の同年 2 月及び同年 5 月の給与明細書により推認できる当該期間の厚生年金保険料控除額は同額である上、当該期間の給与明細書により確認できる報酬月額に大きな変動はないことから、同年 3 月及び同年 4 月についても、同年 2 月及び同年 5 月と同額の厚生年金保険料が給与から継続して控除され、当該期間と同等の報酬月額が支払われていたと考えられる。したがって、同年 3 月及び同年 4 月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額についても、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であったと推認できる。

さらに、請求期間のうち昭和 55 年 6 月から同年 9 月までについて、当該期間に係る給与明細書等の関連資料は無いものの、請求者から支払年月の記載の無い 2 枚の給与明細書が提出されており、当該明細書から厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。当該 2 枚の給与明細書は、請求者が当該明細書の「No」の欄に記載された数字（「No14」）は退職者が出ることにより繰り上がったと述べていること及び基本給の金額（11 万 3,000 円及び 11 万 7,000 円）からも同年 5 月（「No15」、「基本給 11 万 3,000 円」）の翌月以降の給与明細書であると考えられる。また、給与の繰越額を示す「次月へ」及び「前月より」の欄に記載された金額が当該 2 枚の給与明細書において一致しないことから、2 枚の給与明細書は隣接しない月の給与明細書である上、基本給の額から基本給が 11 万 3,000 円の給与明細書、基本給が 11 万 7,000 円の給与明細書の順に支払われたものと考えられる。さらに、基本給が 11 万 3,000 円の給与明細書は「前月より」の欄に記載された金額及び「出勤日数」から同年 7 月又は同年 8 月のものと考えられ、基本給が 11 万 7,000 円の給与明細書は「出勤日数」から同年 10 月の給与明細書であると考えられる。加えて、同年 10 月のものと考えられる給与明細書により推認できる同年 10 月の厚生年金保険料控除額は同年 5 月の給与明細書により推認できる厚生年金保険料と同額である上、同年 5 月の給与明細書及び同年 10 月のものと考えられる給与明細書により確認できる報酬月額に大きな変動はないことから同年 6 月から同年 9 月までの期間についても、同年 5 月及び同年 10 月と同額の厚生年金保険料が給与から継続して控除され、当該期間と同等の報酬月額が支払われていたと考えられる。したがって、同年 6 月から同年 9 月までの期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額についても、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であったと推認できる。

加えて、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに

見合う標準報酬月額の内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間のうち昭和54年6月から昭和55年9月までの期間に係る標準報酬月額について、前述の給与明細書等により推認できる厚生年金保険料控除額から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B社（昭和61年10月1日にA社から商号変更）の現在の事業主は、昭和54年6月1日から昭和55年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、同社は現在休眠中であり、当時の経理担当者は死亡し、資料も無いことから分からない旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち昭和55年10月について、前述のとおり当該月のものと考えられる給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、当該給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額ではないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち昭和54年3月1日から同年6月1日までの期間及び昭和55年11月1日から昭和56年3月30日までの期間については、請求者は当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、B社の現在の事業主は、当時の経理担当者は死亡しており資料も無く、当時のことは分からない旨回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の昭和54年3月1日から同年6月1日までの期間及び昭和55年11月1日から昭和56年3月30日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち昭和54年3月1日から同年6月1日までの期間及び昭和55年11月1日から昭和56年3月30日までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。